

令和3年7月20日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部
宮城県危機管理対策本部
本部長 宮城県知事 村井嘉浩

本県における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

このことについて、第29回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議・第26回宮城県危機管理対策本部において下記のとおり感染拡大抑制のための追加対策を決定しましたので、御承知願いますとともに、貴団体所属の各事業者に対して御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

第1 追加対策

1 仙台市内の接待を伴う飲食店等、酒類を提供する飲食店等に対する要請

※特措法第24条第9項に基づく要請

(1) 要請対象の例外 「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は原則として要請の対象外とする。ただし、当該認証店が時短営業を行った場合は協力金の対象とする。

(2) 要請内容 ①午前5時から午後9時までの営業時間短縮

②酒類提供は午前11時から午後8時まで

(3) 要請期間 令和3年7月21日（水）から8月16日（月）まで

第2 令和3年6月14日から実施中の対策

1 リバウンド防止徹底期間

令和3年6月14日（月）から8月31日（火）まで

2 飲食店等に対する要請等 ※特措法第24条第9項に基づく要請

(1) 利用者へのマスク会食の実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止

(2) アクリル板の設置等

(3) 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等

(4) カラオケ設備の利用自粛

(5) CO₂センサーの設置

(6) 業種別ガイドラインの遵守

3 その他の施設に対する要請等

(1) 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策

(2) 国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底

(3) 業種別ガイドラインの遵守

4 全ての事業者に対する要請等

(1) 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること

(2) 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること

(3) 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

※ 詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

（リバウンド防止対策（6月14日から8月31日まで）の要請内容等）

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部商工金融課 商業振興班

TEL : 022-211-2746